

一般社団法人日本畜産副産物協会が定める研修要領

29日副協第21号

平成29年4月14日

畜産副産物適正処分等推進事業(牛せき柱適正管理等推進事業)実施要領(以下「実施要領」という。)第3の3の(1)のアの(ウ)による副産物協会が定める研修要領を次のとおり定める。

第1 研修の実施期間

平成29年5月8日から同年12月末までとする。

第2 研修の実施者

都道府県若しくは農政局単位において第4に掲げる牛せき柱に関する研修会を行うことができる者は、行政機関若しくは畜産関係団体とする。

ただし、食肉事業者で牛せき柱の管理に携わる者のうち上記の研修を受講した者は、社内伝達研修を実施することができる。

また、副産物協会は、自らが研修を実施することができる。

第3 研修の受講対象者

平成29年度において畜産副産物適正処分等推進策事業(牛せき柱適正管理等推進事業)に参加する者であって、平成28年度の畜産副産物適正処分等推進策事業(牛せき柱適正管理等推進事業)に係る牛せき柱適正管理促進費の交付を受けなかった食肉事業者とする。

ただし、この場合の研修の受講対象者は、当該食肉事業者において牛せき柱管理に携わる者すべてとする。

第4 研修の内容

研修の項目は次のとおりとする。

- ① 牛せき柱の飼料・肥料への利用規制に係る関係法令に関すること。
- ② 牛せき柱の適格かつ効率的な除去・分別作業の実施に関すること。
- ③ 牛せき柱の管理記録の保管に関すること。
- ④ 牛せき柱の管理に係る情報管理の合理化に関すること。
- ⑤ 牛せき柱を含まない畜産副産物の利用方法に関すること。

第5 研修受講証の交付等

1 研修の実施者は、次の事項を記した研修受講証を受講者に交付する。

- ① 研修日時
- ② 研修実施場所
- ③ 講師名
- ④ 研修内容
- ⑤ 受講者の所属と氏名
- ⑥ 研修の実施者

2 社内伝達研修を実施した者は、1の研修受講証に記載する事項の内容がわかる研修報告書(実施した旨が証明できるものを添付。例:写真等)を作成する。

第6 研修実施の報告

実施要領第3の3の(1)のエの規定に基づき提出する畜産副産物適正処分等推進事業(牛せき柱適正管理等推進事業)牛せき柱適正管理促進費交付申請書に添付する研修報告書は、第5の1の研修受講証及び第5の2の研修報告書の写しとする。

29日副協第21号
平成29年4月14日

促進費交付事務委託団体 各位

一般社団法人日本畜産副産物協会
会長 田島 実

一般社団法人日本畜産副産物協会が定める研修要領について

平成29年度畜産副産物適正処分等推進事業(牛せき柱適正管理等推進事業)
実施要領第3の3の(1)のアの(ウ)による副産物協会が定める研修要領を別紙
のとおり定めましたので送付いたします。

29日副協第21号
平成29年4月14日

地方農政局畜産課
沖縄総合事務局畜産課
都道府県畜産担当課

} 御中

一般社団法人日本畜産副産物協会
会長 田島実

一般社団法人日本畜産副産物協会が定める研修要領について

平成29年度畜産副産物適正処分等推進事業(牛せき柱適正管理等推進事業)
実施要領第3の3の(1)のアの(ウ)による副産物協会が定める研修要領を別紙
のとおり定めましたので送付いたします。

29日副協第21号
平成29年4月14日

地方農政局 消費・安全部
地方支局 消費・安全センター
沖縄総合事務局農林水産部 消費・安全課 } 御 中

一般社団法人日本畜産副産物協会
会 長 田 島 実

一般社団法人日本畜産副産物協会が定める研修要領について

平成29年度畜産副産物適正処分等推進事業(牛せき柱適正管理等推進事業)
実施要領第3の3の(1)のアの(ウ)による副産物協会が定める研修要領を別紙
のとおり定めましたので送付いたします。